

# 平成29年度補正 ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金 1次公募の概要

※ここでは、公募内容の概要のみを紹介していますので、応募にあたっては必ず、香川県中小企業団体中央会ホームページに掲載している、平成29年度補正ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金「公募要領」をご覧ください。

## 「公募期間」

平成30年2月28日～平成30年4月27日

## 「提出書類および提出方法」

公募要領25ページ ～ 27ページを参照してください。

## 「提出先」

高松市藤塚町3丁目3-15 太洋物産ビル2階

全国中小企業団体中央会・香川県地域事務局

## 「提出方法」

郵送（宅急便も可）による提出のみ、持参は不可。

当日消印有効

# 「本事業について」

## 1. 事業の目的

足腰の強い経済を構築するため、日本経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者が取り組む生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の一部を支援します。

## 2. 補助対象者

本補助金の補助対象者は、日本国内に本社及び実施場所を有する中小企業者に限ります。

なお、本事業における中小企業者とは以下の表で示しています。ものづくりに関する事業で申請される方は【ものづくり技術】の類型欄を、サービスに関する事業で申請される方は【革新的サービス】の類型欄をそれぞれの「業種・組織形態」とあわせてご確認ください。

## 3. 補助対象事業及び補助率等

本事業では、上記の2. の【革新的サービス】と【ものづくり技術】の対象類型に区分されています。また、「企業間データ活用型」「一般型」「小規模型（設備投資のみ、試作開発等）」の事業類型が対象となります。

ただし、補助上限額、補助率、対象経費等については、事業類型、取得計画、企業規模等の要件によって異なりますので必ずご確認ください。

### 補助対象事業の概要、補助上限額、補助率、対象経費等

対象類型 事業類型 <sup>注1</sup>	【革新的サービス】	【ものづくり技術】
企業間データ活用型 <sup>注5</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>概要：複数の中小企業・小規模事業者が、事業者間でデータ・情報を活用（共有・共用）し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトを支援します。 例えば、複数の事業者がデータ等を共有・活用して、受発注、生産管理等を行って、連携体が共同して新たな製品を製造したり、地域を越えた柔軟な供給網の確立等により、連携体が共同して新たなサービス提供を行う取組みなどが該当します。</li> <li>補助上限額：1,000万円（※） ※連携体は幹事企業を含めて10者まで。1者あたり200万円が追加され、連携体参加者数を乗じて算出した額を上限に連携体内で配分可能。</li> <li>補助率：2/3以内</li> </ul>	<p>※生産性向上に資する専門家を活用がある場合は、補助上限額を30万円の増額が可能</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備投資<sup>注2</sup>：必要</li> <li>・補助対象経費<sup>注3</sup>： 機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費</li> </ul>	
一般型		<ul style="list-style-type: none"> <li>・概要：中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。</li> <li>・補助上限額：1,000万円</li> <li>・補助率：1/2以内（※<sup>1</sup>、※<sup>2</sup>） ※<sup>1</sup>生産性向上特別措置法（案）（平成30年通常国会提出）に基づき、固定資産税の特例率をゼロの措置をした市町村において、補助事業を実施する事業者が「先端設備等導入計画」の認定を取得した場合の補助率は2/3以内。 ※<sup>2</sup>3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%に加え、「従業員一人当たりの付加価値額」（＝「労働生産性」）年率3%を向上する中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画を、平成29年12月22日の閣議決定後に新たに申請し承認を受けた場合の補助率は2/3以内。</li> <li>・設備投資<sup>注2</sup>：必要</li> <li>・補助対象経費<sup>注3</sup>： 機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費</li> </ul>	※生産性向上に資する専門家の活用がある場合は、補助上限額を30万円の増額が可能
小規模型	設備投資のみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概要：小規模な額で中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・生産プロセスの改善を支援します。</li> <li>・補助上限額：500万円</li> <li>・補助率：1/2以内 （小規模企業者<sup>注4</sup>の補助率：2/3以内）</li> <li>・設備投資<sup>注2</sup>：必要</li> <li>・補助対象経費<sup>注3</sup>： 機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費</li> </ul>	
	試作開発等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概要：小規模な額で中小企業・小規模事業者が行う試作品開発（設備等を伴わない試作開発等を含む）を支援</li> <li>・補助上限額：500万円</li> <li>・補助率：1/2以内 （小規模企業者<sup>注4</sup>の補助率：2/3以内）</li> <li>・設備投資<sup>注2</sup>：可能（必須ではない）</li> <li>・補助対象経費<sup>注3</sup>： 機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費、原材料費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費</li> </ul>	

#### 4. 事業実施期間及び補助対象要件

本事業の事業実施期間は、「企業間データ活用型」及び「一般型」は交付決定日から平成30年12月28日（金）まで。「小規模型」の場合は、交付決定日から平成30年11月30日（金）までになっており、事業計画及び発注・納入・検収・支払等のすべての事業の手続きがこの期間内に完了するもの（原則、事業実施期間の延長はありません）、また、下記補助対象要件を満たしていることが応募申請の対象となります。

##### 【基本要件】

どのように他社と差別化し競争力を強化するかを明記した事業計画を作り、その実効性を含め、中小企業・小規模事業者の事業をバックアップする認定支援機関により確認されていること（33ページの「認定支援機関について」を参照してください）。

##### 【革新的サービス】

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」（35ページの「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」）についてを参照してください）で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年計画で、「付加価値額<sup>注1</sup>」年率3%及び「経常利益<sup>注2</sup>」年率1%の向上を達成できる計画であること。

注1. 付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

注2. 経常利益＝営業利益－営業外費用（支払利息・新株発行費等）

##### 【ものづくり技術】

「中小ものづくり高度化法」（36ページの「中小ものづくり高度化法」）についてを参照してください）に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、3～5年計画で、「付加価値額<sup>注1</sup>」年率3%及び「経常利益<sup>注2</sup>」年率1%の向上を達成する計画であること。